

様式 4

助産所開設届出書（非助産師開設）の記載事項

事案	助産師が助産所を開設した場合
根拠法令	医療法施行令第4条の2、同法施行規則第3条
提出期限	開設後10日以内
提出窓口	助産所の所在地を管轄する保健所
添付書類	1 開設者及び管理者の助産師免許証の写し（原本持参）及び履歴書 2 管理者の再教育研修修了登録証の写し（原本持参） 3 業務に従事する助産師の助産師免許証の写し（原本持参） 4 嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」 5 嘱託医療機関に係る「嘱託した旨の書類」 6 開設者の住民票（法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）
提出部数	1部
手数料	なし

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	
開設者住所	1 開設者の住所とは、 ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。
氏名	1 開設者の氏名とは、 ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。
1. 開設者の住所・氏名	1 法人の場合の住所は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 法人の場合の氏名は、法人の名称を記載する。 (注) 代表者の職・氏名は記載しないこと。
2. 助産所の名称及び略称	1 事前に開設許可を受けた名称を記載する。
3. 開設の場所	1 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。
4. 開設許可	1 事前に開設許可を受けた年月日及び許可番号を記載する。
5. 開設年月日	1 助産所を実際に開設した日を記載する。
6. 助産所の形態	1 業務の形態及び分娩の取扱の有無について、該当箇所にレでチェックを入れます。
7. 管理者の住所・氏名	1 管理者助産師個人の住所地（住民票記載の住所）を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 氏名は、管理者助産師個人の氏名を記載する。
8. 管理者が他に開設、管理する助産所、及び勤務する病院、診療所、助産所	1 この開設届の助産所以外に助産所を開設している場合、その助産所の開設場所、名称を記載する。 2 この開設届の助産所以外に助産所を管理している場合、その助産所の開設場所、名称を記載する。 3 この開設届の助産所以外の医療機関（病院、診療所、助産所）に勤務している場合、その医療機関の開設場所、名称を記載する。 (留意事項) 助産所の開設者（その助産所の管理者でなければならない）が、他の助産所を開設、管理すること又は他の医療機関に勤務することは原則認められないので、特別な事情がある場合は事前相談し、助言・指導を受けてください。 上記の1. 2の場合、事前に2か所管理許可又は管理者設置許可が必要です。
9. 開業日、開業時間及び休業日	1 開業日は、該当する曜日、時間の欄に○を記載する。 2 開業時間は、24時制で記載する。（例）午後5時→17:00と記載する。 3 休業日は、「日、祝、○曜午後」と曜日を基本に記載する。

提出部数 1部

様式 4

10. 業務に従事する助産師（管理者を含む）の氏名及び勤務日・勤務時間	1 管理者を含め助産所に従事する助産師の氏名及びそれぞれの勤務日、勤務時間を記載する。
11. 嘱託医師の住所・氏名及び診療科目	1 嘱託医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 氏名は、嘱託医師個人の氏名を記載する。
上記の嘱託医師に代えて、定めた嘱託病院又は診療所の所在地・名称及び診療科目	1 嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。
12. 嘱託医師による対応が困難な場合のために定めた嘱託病院又は診療所の所在地・名称及び診療科目	1 嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。 (留意事項) 患者を入院させるための施設を有する病院又は有床診療所でなければならない。

11、12については、分娩を取り扱わない場合には記載不要。

添付書類の記載要領	
開設者、管理者、業務に従事する助産師の助産師免許証の写し、再教育研修修了登録証の写し	1 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には助産師免許証の原本もあわせて持参すること。 2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面の写しも必要。
開設者、管理者の履歴書	1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）の記載をすること。
嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」	様式は自由 嘱託に関する合意を裏付ける書類等は不要であること
嘱託医療機関に係る「嘱託した旨の書類」	様式は自由 嘱託に関する合意を裏付ける書類等は不要であること
開設者の住民票（個人の場合）	1 開設者の住民票を添付する。（発行日から6ヶ月以内） 住所、氏名、生年月日、男女の別、世帯主、戸籍の表示の記載があるものに限る。 個人番号の記載がないものに限る。
開設者の法人登記簿謄本（法人の場合）	1 開設者が法人の場合は、法人登記簿謄本を添付する。（発行日から6ヶ月以内）

《手続き関係》

○医療法第7条第2項、医療法施行規則第2条第2項

助産師でない者で助産所を開設したものが、法第7条第2項の規定により開設地の都道府県知事（保健所設置市の市長）の許可を受けなければならない。

- ・助産師その他の従業員の定員
- ・敷地の面積及び平面図
- ・建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじよく婦を入所させる室についてはその定員を明示すること。）

## 様式 4

### ○医療法施行令第4条第1項、医療法施行規則第2条第3項

助産師でない者で助産所を開設したものは、開設者の住所又は氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10日以内に所在地の都道府県知事（保健所設置市の市長）へ届け出なければならない。

- ・開設者の住所又は氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・名称
- ・開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例

### ○医療法施行令第4条の2第2項、医療法施行規則第3条第2項

助産所の開設の許可を受けた者は、管理者の住所又は氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10日以内に所在地の都道府県知事（保健所設置市の市長）へ届け出なければならない。

- ・管理者の住所又は氏名
- ・分娩を取り扱う助産所については、第十五条の二第一項の医師（以下「嘱託医師」という。）の住所及び氏名（当該医師に嘱託した旨の書類を添付すること。）又は同条第二項の病院又は診療所の住所及び名称（当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に対し、同項に規定する嘱託を行った旨の書類を添付すること。）並びに同条第三項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称（当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類を添付すること。）

（参考法令1）

### ○医療法第19条

助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない。

### ○医療法施行規則第15条の2

- 1 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第十九条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。
- 3 助産所の開設者は、嘱託医師による第一項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

### ○医療法施行規則第15条の3

出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第十九条第二項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならない。

（参考法令2）

### ○医療法第14条（助産所の入所妊婦等の制限）

助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を入所させてはならない。

### ○医療法施行規則第10条（管理者の遵守すべき事項）

助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 1 妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。

#### 様式 4

2 入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。

#### ○医療法施行規則第 17 条（助産所の構造設備の基準）

法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
- 2 入所室の床面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
- 3 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
- 4 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 5 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。
- 6 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
- 7 消火用の機械又は器具を備えること。

#### ○医療法施行規則第 17 条第 2 項

助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

##### ・建築基準法第 28 条（および建築基準法施行令第 19 条、第 20 条）

助産所の入所室には採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、入所室の床面積に対して、七分の一以上としなければならない。

助産所の入所室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、入所室の床面積の二十分の一以上としなければならない。ただし、換気設備を設けた場合はこの限りではない。

#### ○医療法第 20 条（清潔保持等）

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

#### ○医療法第 27 条（使用許可）

入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

#### ○医療法第 14 条の 2 第 2 項（院内掲示義務）

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

##### ・医療法施行規則第 9 条の 6（院内掲示事項）

法第十四条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該助産所の嘱託医師の氏名又は第十五条の二第二項の病院若しくは診療所の名称（同項の医師が担当する診療科名を併せて提示すること。）及び当該助産所の嘱託する病院又は診療所の名称とする。

#### ○医療法第 6 条の 3（情報の報告及び書面の閲覧）

助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を助産所において閲覧に供しなければならない。

#### 様式 4

○医療法第6条の7（助産師等に関する広告の制限）

助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。（詳細省略）